

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金151,463円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年4月3日

(2) 事故発生場所

境港市誠道町229番地

県営住宅誠道団地内

(3) 事故の状況

県営住宅誠道団地内の住戸棟屋根材が、強風により吹き飛び、和解の相手方が駐車していた軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。